

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する 国民健康保険税／後期高齢者医療保険料の減免について

対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※1）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒対象期間中の保険税（料）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（※1）の収入減少が見込まれる世帯で、下記（1）～（3）のすべてに該当する世帯 ⇒対象期間中の保険税（料）の一部を減額

●保険税（料）が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（※1）について、

- （1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は控除する）
- （2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる国民健康保険税／後期高齢者医療保険料

令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

※1 主たる生計維持者とは、原則として、その世帯における世帯主です。

申請期間

令和2年度課税：納税通知書（納付書）が到達した日から令和3年3月15日まで。
令和元年度課税（第9期及び第10期）：改正与那原町国民健康保険税条例の公布日から令和2年12月28日まで。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、収入（令和2年1月から申請時点で確定している分）の状況がわかる資料（自営業の方は「事業に関する売上帳簿類の写し」、給与所得者の方は「給与明細書の写し」）を添付して与那原町健康保険課へ郵送または窓口にて申請してください。

○申請書類書式

〈共通〉

・ [申請書（PDF）](#)

〈新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡または重篤〉

・ [申請書別紙（PDF）](#)

〈自営業者用〉

・ [申請書別紙（廃業 / 収入減少）](#)

〈給与所得者用〉

・ [申請書別紙（失業 / 収入減少）](#)

※審査にあたり、担当職員が電話での内容確認及び資料や同意書等の追加提出依頼を行う場合がございますので、ご協力お願いします。電話による状況確認や追加資料提出にご協力

減免の基準を満たさない方で支払いが困難な場合

減免に該当しない場合でも徴収の猶予を受けられる場合があります。

詳しくは[こちら](#)のページをご参照下さい。

※この度、国民健康保険税／後期高齢者医療保険料の減免についてのホームページ更新が滞っていたことをお詫びいたします。誠に申し訳ございませんでした。

お問合せ先：

与那原町役場 健康保険課（第一庁舎 2F）

〒901-1392 与那原町字上与那原16番地

TEL 098-945-2204